

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月8日

【会社名】 大木ヘルスケアホールディングス株式会社（注）1

【英訳名】 OHKI HEALTHCARE HOLDINGS CO.,LTD.（注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 松井秀夫（注）1

【本店の所在の場所】 東京都文京区音羽二丁目1番4号（注）1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社大木
代表取締役副社長兼経営企画室長 松井秀正

【最寄りの連絡場所】 株式会社大木
東京都文京区音羽二丁目1番4号

【電話番号】 03-3947-2232

【事務連絡者氏名】 株式会社大木
代表取締役副社長兼経営企画室長 松井秀正

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 8,118,315,749円（注）2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。
（注）1 本届出書提出日現在におきまして、大木ヘルスケアホールディングス株式会社は未設立であり、平成27年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。
2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社大木の平成27年3月31日における株主資本の額（簿価）を記載していません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	14,072,100株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1 株式会社大木の発行済株式総数14,072,100株（平成27年3月31日）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる大木ヘルスケアホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、株式会社大木の平成27年5月21日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議）及び平成27年6月26日開催予定の株式会社大木の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定です。
- 3 株式会社大木は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）（以下「東京証券取引所」という。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1, 2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が株式会社大木の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における株式会社大木の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式会社大木の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社大木の平成27年3月31日における株主資本の額（簿価）は、8,118,315,749円であり、発行価額の総額のうち2,486,772,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成27年10月1日より東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続は東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第216条の9）により上場する予定です。このテクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場について

当社は、前記「第 1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第 1 募集要項 2 募集の方法」(注) 2 記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成(公開買付け)の目的等】

1. 株式移転の目的及び理由

当社グループが主力事業としている医薬品等の販売業界の経営環境は大きく変化しております。

高齢化社会の進展とともに健康志向が高まって健康や美容に対するニーズが強まっていること、また、消費者の健康や生活スタイルに対する考え方に変化が生じていることから均一の商品が求められる時代ではなくなり、当社グループの取扱商品は多種多様化しております。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正が行われ、ドラッグストアや医薬品卸業者の生き残りをかけた再編淘汰が加速し、同一業態間又は業態を超えての連携強化や結合等の動きが続いております。

さらに、医薬品メーカーからの取引条件の見直し要請に加え、ドラッグストア業界の価格競争の激化を要因とする値下げ要求が強まり、経営環境は厳しさを増しております。

このような環境下で、消費者の多種多様なニーズを発掘し、「美と健康と快適な生活にウイングを持つ需要創造型の中間流通業」の実現を目指している当社グループは、大衆薬品、化粧品、さらに日用雑貨品までの広範な商品群についての商品調達力を強化するとともに、プライベートブランドを開発・供給することで消費者満足の追求を図ってまいりました。

また、広域化する有力ドラッグストアとの取引関係を強化すると同時に、異業態との取引の開拓・深耕にも積極的に取り組んで参りました。

当社グループが、引き続き消費者満足度を視座に、広範な商品調達力の拡充、非価格競争力の一層の強化及び広域化対応を推し進めることで更なる成長をするためには、環境の変化に素早く対応して意思決定できる組織の構築が不可欠であると判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

移行後は、新たに設立される持株会社は、親会社として、グループ全体の経営・事業戦略の策定及び経営管理機能を担い、各事業会社は、それぞれの事業に専念することにより、当社グループ全体の経営効率の向上を図り、企業価値の向上を実現してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	大木ヘルスケアホールディングス株式会社 (英文名: OHKI HEALTHCARE HOLDINGS CO., LTD.)		
(2) 所在地	東京都文京区音羽二丁目1番4号		
(3) 代表者及び役員 就任予定者	代表取締役会長兼社長 代表取締役副社長 代表取締役専務取締役 代表取締役専務取締役 常務取締役 取締役 社外取締役 監査役 社外監査役 社外監査役	松井秀夫 松井秀正 宇部由信 平野源明 植木雅昭 荒山周久 川上真吾 山崎貞夫 池上 弘 白石篤司	現 (株)大木 代表取締役会長兼社長 現 (株)大木 代表取締役副社長 現 (株)大木 代表取締役専務取締役 現 (株)大木 代表取締役専務取締役 現 (株)大木 常務取締役 現 (株)大木 取締役 現 (株)大木 社外取締役 現 (株)大木 常勤監査役 現 (株)大木 社外監査役 現 (株)大木 社外監査役
(4) 主な事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務		
(5) 資本金	2,486百万円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

提出会社の企業集団の概要

当社と株式会社大木の状況は以下のとおりです。

株式会社大木は、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成27年10月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

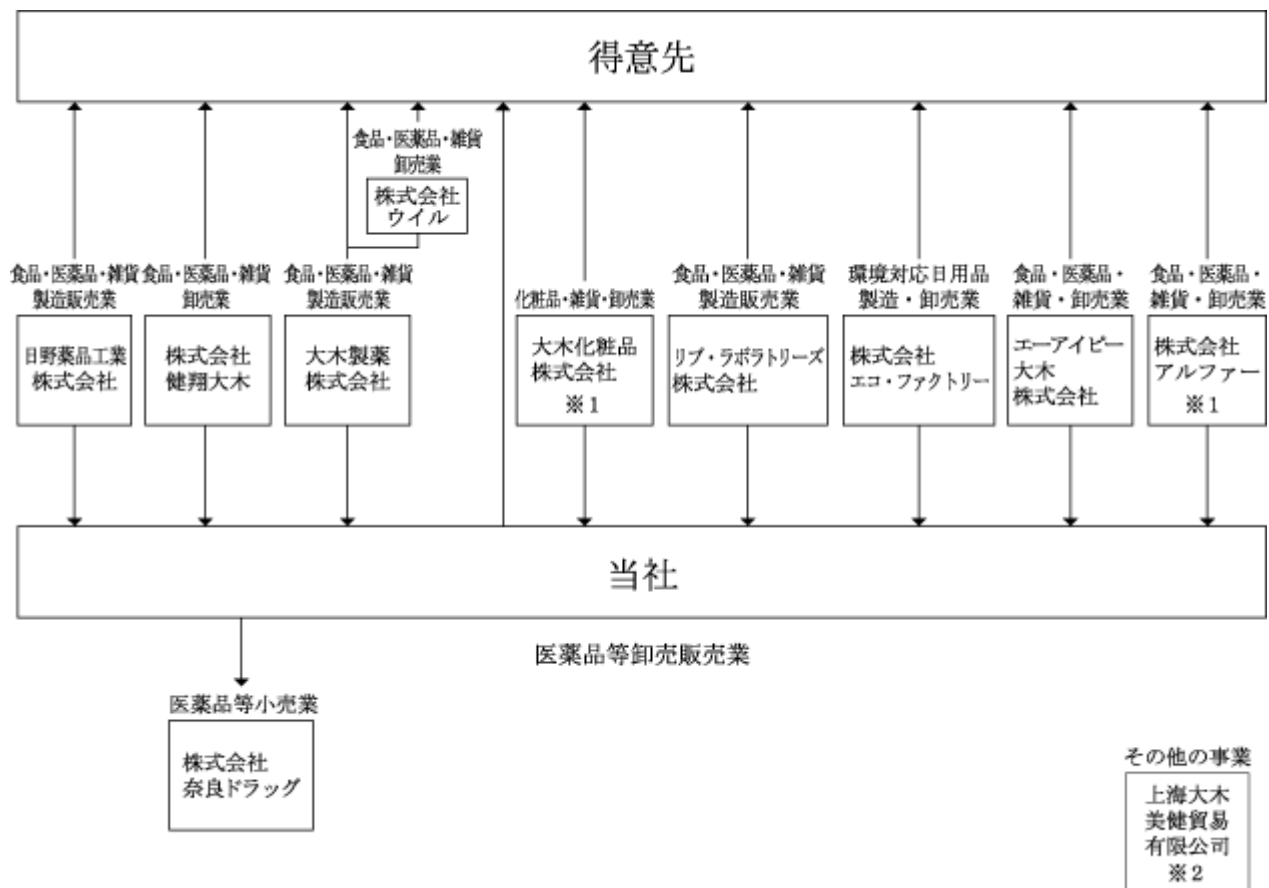
会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権等の所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) 株式会社大木	東京都文京区	2,486	医薬品等の卸売業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、株式会社大木は、当社の株式移転完全子会社となります。

当社の完全子会社となる株式会社大木の最近事業年度末日時点(平成27年3月31日現在)の状況は、次のとおりです。

当社グループは、主として当社及び連結子会社8社、持分法適用関連会社2社で構成されております。また、各社の主な事業内容は、医薬品等の製造・販売業であり、単一のセグメントであります。各社は主として、当社及び当社取引先を対象に事業を営んでおります。

事業の系統図は次の通りであります。



(注) 無印は連結子会社、 1は持分法適用関連会社、 2は非連結子会社

関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 株式会社健翔大木	広島県廿日市市	10	医薬品等製 造・販売業	100.00		当社取扱商品の販売 役員の兼任及び債務 保証あり
大木製薬株式会社	東京都千代田区	50	医薬品等製 造・販売業	70.76		当社取扱商品の製造 販売 資金の貸付あり 役員の兼任あり
エーアイピー大木株式会社	福岡県福岡市	25	医薬品等製 造・販売業	100.00		当社取扱商品の販売 役員の兼任あり
株式会社奈良ドラッグ	大阪府大阪市	10	医薬品等製 造・販売業	100.00		当社取扱商品の販売 資金の貸付あり 役員の兼任及び債務 保証あり
日野薬品工業株式会社	滋賀県蒲生郡	50	医薬品等製 造・販売業	68.00 〔17.00〕		当社取扱商品の製造 販売 資金の貸付あり 役員の兼任及び債務 保証あり
リップ・ラボラトリーズ 株式会社	東京都文京区	100	医薬品等製 造・販売業	99.05		当社取扱商品の製造 販売 資金の貸付あり 役員の兼任あり
株式会社ウイル	東京都千代田区	5	医薬品等製 造・販売業	51.00 〔51.00〕		当社取扱商品の販売 資金の貸付あり 役員の兼任あり
株式会社エコ・ファクトリー	東京都文京区	10	医薬品等製 造・販売業	100.00		環境保全商品の卸売 販売 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) 2社						

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、株式会社大木は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、株式会社大木及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である株式会社大木と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要
提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成(公開買付け)に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

株式会社大木は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成27年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を平成27年5月21日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における株式会社大木の株主に対し、その保有する株式会社大木の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成27年6月26日開催予定の株式会社大木の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 本株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

株式移転計画書(写)

株式会社大木(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「大木ヘルスケアホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「大木ヘルスケアホールディングス株式会社」とし、英文では、「OHKI HEALTHCARE HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都文京区とし、本店の所在場所は、東京都文京区音羽二丁目1番4号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「大木ヘルスケアホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

松井秀夫

松井秀正

宇部由信

平野源明

植木雅昭

荒山周久

川上眞吾

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

山崎貞夫

池上弘

白石篤司

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

太陽有限責任監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日(第5条に定める日をいう。以下同じ)の前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された甲の株主(ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲の株主については、当該株主に代えて、甲が株主として記載又は記録されているものとみなす。)に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

2,486,772,000円

(2) 資本準備金の額

1,475,126,900円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額

(5) その他利益剰余金の額

0円

(乙の成立の日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成27年10月1日とする。

ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第6条 甲は、平成27年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第8条 乙の株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

(事情変更)

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力発生)

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認を得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

本移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成27年5月21日

甲：東京都文京区音羽二丁目1番4号
株式会社大木
代表取締役会長兼社長 松井秀夫

別紙

定 款

大木ヘルスケアホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、大木ヘルスケアホールディングス株式会社と称し、英文では、OHKI HEALTHCARE HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医療機器、毒物、劇物、動物用医薬品、農薬、肥料、計量器、酒類、乳製品、化粧品、石鹸、歯磨、香料、食料品、食料品添加物、飼料、飼料添加物、日用品雑貨、工業用薬品、光学機器、補聴器およびその付属品、コンタクトレンズおよびその付属品、眼内レンズ、眼鏡、家庭用電気機械器具、事務用機器、通信機器、動物用医療機器、動物用医薬部外品、医療用外薬品、試薬、発泡スチロールの容積減少用化学薬品、福祉用具、健康機器、看護・介護用品、医療用安全用具、衛生用品、衣類、寝装品、履物、化粧用小物、美容機器、家庭日用品、洗剤、オーラルケア用品、トイレタリー用品、家庭用化学製品、文具、その他の雑貨、インテリア用品、スポーツ用品、レジャー用品、たばこ、殺鼠剤およびネズミ駆除防除用品、不快害虫駆除剤、忌避剤、園芸用品、ペットフード、ペット用品、健康食品、栄養強化食品、特定保健用食品、特別用途食品、介護補助食品、菓子、その他加工食品、水、清涼飲料水、健康飲料の製造、販売および輸出入
- (2) 什器、備品の販売
- (3) 一般貨物自動車運送事業
- (4) 貨物運送取扱事業
- (5) 薬局および医薬品販売業の経営
- (6) 国外での化粧品、日用品雑貨、食料品、健康食品、医薬品の販売許認可取得代行および販売
- (7) 介護支援事業、介護用品のレンタルの斡旋
- (8) 顧客情報の管理業務の代行およびチェーン店の経理事務の代行
- (9) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
- (10) 駐車場の経営
- (11) 損害保険の代理斡旋業務
- (12) 株式・社債等有価証券の保有および売買
- (13) 融資、債務の保証等の信用供与
- (14) 印刷業
- (15) 広告情報媒体物の企画制作および広告宣伝代理業
- (16) 発泡スチロールのリサイクル事業
- (17) 環境問題についてのコンサルティング業務
- (18) 企業経営一般に関する総合コンサルティング
- (19) 前各号に付帯または関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手續等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに署名する。

第4章 取締役

(員数)

第19条 当社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当社は、取締役全員をもって組織する取締役会を置く。

2. 当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役、顧問および嘱託)

第30条 取締役会の決議をもって、当会社に相談役、顧問および嘱託を置くことができる。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名する。

第6章 監査役

(監査役の設定)

第32条 当社は、監査役を置く。

(員数)

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 監 査 役 会

(監査役会の設置)

第39条 当社は、監査役全員をもって組織する監査役会を置く。

(監査役会の招集通知)

第40条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第42条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名する。

第8章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第9章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第49条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当金の除斥期間等)

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(設立の方法)

第1条 当社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(報酬等)

第3条 当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、年額150百万円以内とし、当社の最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、年額19百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4 【組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	大木ヘルスケアホールディングス株式会社 (完全親会社)	株式会社大木 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、株式会社大木の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

- 2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：14,072,100株
上記新株式は、平成27年3月31日時点における株式会社大木の発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社大木の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、株式会社大木単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の株式会社大木の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様には不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する株式会社大木の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

株式会社大木の株主が、その有する株式会社大木の普通株式につき、株式会社大木に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社大木に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社大木が上記定時株主総会の決議の日(平成27年6月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法

株式会社大木の株主による議決権の行使の方法としては、平成27年6月26日開催予定の株式会社大木の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、株式会社大木の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、株式会社大木に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成27年6月25日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使用紙に賛否を表示し、株式会社大木に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条の規定に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成27年6月22日までに、株式会社大木に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、株式会社大木は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における株式会社大木の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割当てられます。株主は、自己の株式会社大木の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

8 【組織再編成に関する手続(公開買付けに関する手続)】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、株式会社大木は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、株式会社大木の本店において平成27年6月11日よりそれぞれ備え置く予定です。

の書類は、平成27年5月21日開催の株式会社大木の取締役会において承認された株式移転計画です。

の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

の書類は、株式会社大木の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、株式会社大木の営業時間内に株式会社大木の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

平成27年3月31日(火)	定時株主総会基準日
平成27年5月21日(木)	株式移転計画承認取締役会
平成27年6月26日(金)(予定)	株式移転計画承認定時株主総会
平成27年9月28日(月)(予定)	株式会社大木上場廃止日
平成27年10月1日(木)(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
平成27年10月1日(木)(予定)	当社株式新規上場日

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

株式会社大木の株主が、その有する株式会社大木の普通株式につき、株式会社大木に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社大木に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社大木が、上記定時株主総会の決議の日(平成27年6月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる株式会社大木の最近連結会計年度の主要な経営指標等は以下のとおりです。これら株式会社大木の経営指標等は、当社の経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第129期	第130期	第131期	第132期	第133期 (参考)
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (百万円)	151,141	155,941	168,102	186,292	187,765
経常利益 (百万円)	1,652	1,210	1,267	1,696	584
当期純利益 (百万円)	945	564	612	979	311
包括利益 (百万円)	1,848	1,109	1,625	799	909
純資産額 (百万円)	6,699	7,680	9,198	10,701	11,409
総資産額 (百万円)	55,807	60,086	67,466	72,179	75,236
1株当たり純資産額 (円)	554.96	636.87	760.80	772.38	827.91
1株当たり当期純利益 金額 (円)	78.70	47.01	51.04	84.71	22.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)	11.94	12.72	13.54	14.75	15.16
自己資本利益率 (%)	16.34	7.89	7.30	9.91	2.83
株価収益率 (倍)	4.41	8.72	9.03	6.52	21.75
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,159	2,192	435	600	505
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	243	42	920	1,148	217
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,150	814	461	2,013	730
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,434	2,855	1,909	2,173	2,180
従業員数 (外、平均臨時 雇用人員) (名)	461 (889)	459 (838)	518 (833)	521 (875)	534 (925)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 第133期については、会計監査人の監査報告書を受領しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再構成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

平成27年5月21日 株式会社大木の取締役会において、株式会社大木の単独株式移転による持株会社「大木ヘルスケアホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成27年6月26日 株式会社大木の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社大木がその完全子会社となることについて決議(予定)

平成27年10月1日 株式会社大木が株式移転の方法により当社を設立(予定)

当社普通株式を株式会社東京証券取引所「JASDAQ(スタンダード)」に上場(予定)

なお、株式会社大木の沿革につきましては、株式会社大木の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる株式会社大木及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

当社の企業集団は、当社及び関係会社15社で構成されております。関係会社15社のうち8社が連結子会社、2社が持分法適用関連会社です。また、当社及び関係会社15社の主な事業内容は、医薬品等の製造・販売業であり、単一のセグメントです。関係会社15社は主として、当社及び当社取引先を対象に事業を営んでおります。また、当社及び関係会社14社は全て国内で事業展開しておりますが、関係会社1社は海外を拠点とする企業であり海外取引を事業としております。

なお、事業系統図については、前記「第二部 組織編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成(公開買付け)の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社大木の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成(公開買付け)の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社大木の平成27年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。
平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品等製造・販売業	534(925)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。
2 臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3 臨時従業員は、アルバイト、パートタイマーのみです。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社大木の労働組合は大木労働組合と称し、昭和22年7月に結成され平成27年3月31日現在の組合員数は169名であり上部団体には加盟していません。

労使関係は結成以来相互信頼を基本姿勢として今日に至っており、特記すべき事項はありません。

なお、その他の連結子会社については該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により株式会社大木の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における株式会社大木の事業等のリスクが当社のリスクとなりうるものが想定されます。

株式会社大木の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において株式会社大木が判断したものです。

(1) 法的規制に係るリスク

当社グループは、各種の医薬品及びその関連商品を取り扱っておりますが、医薬品医療機器等法及び関連法規等の規制により、営業拠点の開設及び医薬品等の販売に際しては、各事業所が所轄の都道府県知事等より必要な許認可、登録等を受けることになっております。監督官庁の許認可等の状況により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特有の商慣習に係るリスク

当社グループが所属している医薬品卸売業界においては、医薬品の販売数に応じて、医薬品メーカーから医薬品卸売業者に対して販売報奨金等が支払われます。この販売報奨金等は、医薬品メーカーと医薬品卸売業者の間で取り決められた販売数量や納入件数等を達成することによって支払われますが、今後、医薬品メーカーの営業戦略の変更により、販売報奨金制度が変更された場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの主要な得意先である、大手量販ストアやドラッグチェーンが卸各社から徴収するものとして、物流負担金、いわゆるセンターフィーがあります。小売市場の競争の激化により、料率等が変更された場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システム障害発生に係るリスク

当社グループの事業運営は、コンピューターシステムに多くを依拠しており、自然災害や事故の発生、コンピューターウィルスの侵入等によりシステム機能が停止した場合、システムの復旧に時間を要し、販売・物流に大きな支障を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先の財務状況悪化に係るリスク

当社グループは、ドラッグストア・薬局を中心とする取引先に多額の売掛債権を有しており、リスクの最小化のために与信管理の徹底を図っておりますが、取引先の財務状況の悪化により売掛債権の回収が滞った場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報の漏洩に係るリスク

当社グループが保有する顧客情報や機密情報等の情報資産の保護については、外部への漏洩を防止するため管理体制を整備し、運用の徹底を図っておりますが、不測の事態により、これらの情報が漏洩した場合には、顧客の信用を失い、損害賠償請求や取引停止等により当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟に係るリスク

当社グループは、事業活動を行うにあたって、法令違反や他者の権利侵害を行わないよう、最大限の注意を払っておりますが、万が一、当社の事業活動の遂行に対して、損害賠償を求める訴訟が提起され、敗訴した場合、賠償額によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害等発生に係るリスク

当社グループの医薬品等卸売事業において、物流機能が重要な役割を果たしておりますので、地震や台風等の自然災害に備えて危機管理体制やシステムのバックアップ体制を構築しておりますが、想定を超える大規模災害が発生した場合には、物流活動に重大な支障をきたし、販売機会の喪失のおそれがあり、また、復旧費用等の費用も増加するおそれがあるため、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記の記載事項は、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループの事業等に関するリスクを全て網羅するものではないことにご留意下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成(公開買付け)に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社大木の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社大木の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社大木の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成27年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,072,100	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	14,072,100		

(注) 1 株式会社大木の発行済株式総数14,072,100株(平成27年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 株式会社大木は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に新規上場申請を行う予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成27年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日	14,072	14,072	2,486	2,486	1,475	1,475

(注) 株式会社大木の発行済株式総数14,072,100株(平成27年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社大木の平成27年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		8	14	135	1		765	923	
所有株式数(単元)		12,506	466	93,157	1		34,404	140,534	18,700
所有株式数の割合(%)		8.90	0.33	66.29	0.00		24.48	100	

(注) 1 自己株式は、「個人その他」の欄に2,914単元、「単元未満株式の状況」欄に52株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社大木の平成27年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 291,400		
	(相互保有株式) 普通株式 3,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,758,700	137,587	
単元未満株式	普通株式 18,700		
発行済株式総数	14,072,100		
総株主の議決権		137,587	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社大木所有の自己株式52株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成27年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる株式会社大木の平成27年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大木	東京都文京区音羽 2丁目1番4号	291,400		291,400	2.07
(相互保有株式) 大木化粧品株式会社	大分県大分市大道町 5丁目1番10号	3,300		3,300	0.02
計		294,700		294,700	2.09

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題のひとつとして位置付け安定配当を行うことを基本とし、業績及び今後の事業展開等を勘案して、配当を行う予定です。当社の剰余金の配当については、期末配当を基本的な方針とする予定です。また、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。」旨定款に定める予定です。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。内部留保金は、経営体質の充実と今後の事業展開に活用してまいります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社大木の株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第129期	第130期	第131期	第132期	第133期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	442	490	510	600	640
最低(円)	347	387	418	458	455

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	600	499	497	516	494	490
最低(円)	464	481	471	482	472	462

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

5 【役員 の 状況】

就任予定の当社の役員 の 状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1)所有する株数(千株) (2)割り当てられる当社の株数(千株)
代表取締役 会長兼社長		松井秀夫	昭和17年6月28日生	昭和47年8月 " 51年12月 " 52年7月 " 53年12月 " 56年12月 " 57年1月 " 59年11月 " 60年12月 " 63年12月 平成8年12月 " 22年6月	(株)大木入社 総務部長 大阪支社長 取締役就任 常務取締役就任 営業本部長 代表取締役常務取締役就任 代表取締役専務取締役就任 代表取締役副社長就任 代表取締役社長就任 代表取締役会長兼社長就任(現任)	(注)4	(1)358 (2)358
代表取締役 副社長		松井秀正	昭和49年6月10日生	平成11年4月 " 15年4月 " 17年4月 " 18年6月 " 18年7月 " 19年7月 " 21年6月 " 22年6月 " 22年7月 " 27年6月	(株)大木入社 システム部副部長 東京支店長 取締役就任 大阪支社長就任 経営企画室長兼社長室長就任 専務取締役就任 代表取締役副社長就任(現任) 業務本部長兼社長室長就任 経営企画室長就任(現任)	(注)4	(1)63 (2)63
代表取締役 専務取締役		宇部由信	昭和38年10月16日生	昭和57年4月 平成8年3月 " 8年12月 " 11年4月 " 12年6月 " 16年6月 " 18年6月 " 21年6月	(株)大木入社 東京支店中央第一営業所販売課長 多摩支店長 営業企画本部長兼営業本部副部長 取締役営業企画本部長就任(現任) 常務取締役就任 専務取締役就任 代表取締役専務取締役就任(現任)	(注)4	(1)20 (2)20
代表取締役 専務取締役		平野源明	昭和29年11月15日生	昭和52年4月 平成3年4月 " 5年4月 " 9年10月 " 11年1月 " 11年6月 " 12年4月 " 16年6月 " 18年4月 " 18年6月 " 21年2月 " 21年6月 " 24年7月 " 26年1月	(株)大木入社 阪南第一営業所長 大阪支店営業部次長 大阪支店業態開発部部長 大阪支社長 取締役就任 営業本部副部長兼大阪支社長就任 常務取締役就任 営業本部本部長就任 代表取締役専務取締役就任 常務取締役就任 代表取締役専務取締役就任(現任) 営業統括兼大阪支社長就任 営業統括国際事業本部本部長兼大阪支社長就任(現任)	(注)4	(1)23 (2)23

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する株数(千株) (2)割り当てられる当社の株数(千株)
常務取締役		植木雅昭	昭和33年8月21日生	昭和58年4月 平成7年10月 " 10年10月 " 12年6月 " 16年6月 " 17年10月 " 18年6月 " 21年6月 " 22年6月 " 22年7月 " 24年7月 株大木入社 業態開発部次長 業態開発部長 執行役員就任 取締役就任 営業本部副本部長 執行役員就任 取締役執行役員就任 常務取締役就任(現任) 営業本部統括部長就任 営業本部長就任(現任)	(注)4	(1)12 (2)12
取締役		荒山周久	昭和46年11月18日生	平成4年4月 " 13年5月 " 18年7月 " 20年7月 " 21年2月 " 21年7月 " 24年6月 " 24年7月 株大木入社 大阪支社営業部第四チームマネージャー 大阪支店営業部長 名古屋支店副支店長 名古屋支店長 名古屋支社長 取締役就任(現任) 営業本部副本部長兼名古屋支社長兼快適生活用品事業部長(現任)	(注)4	(1)1 (2)1
取締役		川上眞吾	昭和29年10月16日生	平成6年4月 " 13年4月 " 15年4月 " 17年4月 " 18年4月 " 19年6月 " 20年4月 " 21年6月 " 25年4月 株サン・ダイコー営業企画課長 同社フード事業部営業部長 同社管理本部副本部長 株リードヘルスケア取締役管理本部長 同社常務取締役営業本部長 同社代表取締役専務 同社代表取締役社長 株大木取締役就任(現任) 株サン・ダイコー代表取締役社長(現任) 株リードヘルスケア取締役相談役	(注)4	
監査役 (常勤)		山崎貞夫	昭和11年7月3日生	昭和30年3月 " 57年1月 " 59年12月 " 61年3月 " 63年12月 平成8年12月 " 12年6月 株大木入社 営業第一部長 取締役就任 大阪支社長 常務取締役就任 専務取締役就任 監査役就任(現任)	(注)5	(1)61 (2)61
監査役		池上 弘	昭和11年3月10日生	昭和35年9月 " 47年4月 " 62年4月 平成7年4月 " 10年4月 " 11年3月 " 13年6月 埼玉県土木部建築課入所 県庁舎建設事務所主任 教育局管理部財務課主幹 埼玉県副知事就任 道路公社理事長 同公社退職 株大木監査役就任(現任)	(注)5	
監査役		白石篤司	昭和17年7月28日生	昭和55年4月 平成12年4月 " 15年6月 弁護士登録 第二東京弁護士会副会長 株大木監査役就任(現任)	(注)5	
計						(1)541 (2)541

- (注) 1 取締役川上眞吾は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役池上弘と白石篤司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 取締役松井秀夫と松井秀正とは二親等内の親族関係(親子)です。
- 4 取締役の任期は、当社成立の日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役の任期は、当社成立の日から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

6 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの状況】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを企業行動の最重要課題と位置付けており、企業経営に関する監督機能を充実させ、コンプライアンス遵守の経営を徹底することが、企業価値の継続的な増大につながり、株主を始めとするステークホルダーに対する責任を誠実に果たすものと認識しております。

そのために、企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上の観点からコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

会社の機関の内容

当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名で構成される予定です。

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定機関及び取締役の業務執行状況の監督機関として、取締役と監査役が出席して原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時に開催します。

また、当社では、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、経営のスピード化と効率化を図ることを目的に執行役員制度を設けるとともに、グループの経営戦略の共有化を図る会議体として、グループ各社の幹部を含む全幹部が出席する毎週1回の幹部会議及び毎月1回の経営会議を開催し、経営方針の確認、各部門の業務執行状況の把握、個別の問題点に関する協議等を行ないます。

さらに、当社は監査役会制度を採用する予定です。監査役会は監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役となる予定です。監査役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、監査役は取締役会並びに幹部会議及び経営会議に出席し、取締役の経営上の意思決定や業務執行の適法性や妥当性を監督します。

なお、取締役会及び監査役会を補佐し、またグループ各社の業務を管理・監督する機関として経営企画室と業務監査班を設置し、グループとしてのコーポレートガバナンスの充実に努めます。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備に関する方針

当社は、法令や定款・諸規程の遵守及び企業倫理に基づく行動が企業活動に不可欠と考えており、これらを織り込んだ経営理念と倫理規程に関する定めとして、「行動規範」を制定しております。従業員がこの「行動規範」を適切に理解したうえで、日常の業務で実践することが、経営の健全性及び透明性並びに業務の適正性及び効率性を確保するとともに、経営上のリスクを管理するために必要との認識の下に、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・運用の状況を管理する内部統制委員会、コンプライアンスの遵守・管理を統轄するコンプライアンス委員会、そして業務監査を所管する業務監査班を設置する予定です。

また、経営上の様々なリスクに適切に対応するために、社内諸規程やマニュアルを作成し、必要に応じて研修を実施するなどして従業員に対し周知徹底を図ってまいります。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、業務監査班を設置する予定です。業務監査班は、当社及びグループ各社の業務全般を定期的に実地監査し、監査結果を評価して社長、取締役会及び監査役に報告します。

指摘事項については、取締役が関係部署に対し改善等の必要な対応を指示してまいります。

監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査します。

また、業務監査班とはミーティングによる意見交換や実地監査に同行する等、相互に連携をとってまいります。

なお、監査役、業務監査班及び会計監査人は適宜打ち合わせを行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めてまいります。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結する予定です。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役として川上眞吾氏を選任する予定です。

川上眞吾氏は、株式会社大木の販売先及び仕入先であるとともに業務提携先でもある㈱リードヘルスケアの出身者であります。また、当社の取締役候補者が、同社の社外取締役となっております。その他、特別な利害関係に該当する事項はありません。当社と同業態における経営者としての豊富な経験をもとに、的確なご提案やご指摘を経営に反映していただくことで、取締役会の機能強化を図る予定です。

当社は、社外監査役として池上弘氏と白石篤司氏の2名を選任する予定ですが、いずれも当社との人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

池上弘氏の官僚としての、白石篤司氏の弁護士としての、それぞれ豊富な経験と専門的な知識をもとに、ご意見を独立した立場から経営に反映していただくことで、監査役会の機能強化を図る予定です。

取締役及び監査役の報酬の内容

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内とし、監査役の報酬限度額は、年額19百万円以内とする予定です。

取締役及び監査役の責任免除及び責任限定契約の概要

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨定款で定める予定です。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できることを目的とするものです。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定める予定です。当該契約に基づく損害賠償の限度額は同法第425条第1項に掲げる額とする予定です。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は11名以内とする旨定款で定める予定です。

また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定める予定です。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものです。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株式総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする旨定款に定める予定です。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、太陽有限責任監査法人に委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社大木の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年6月18日提出)及び四半期報告書(平成26年8月1日、平成26年11月6日及び平成27年2月3日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下の通りとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成28年3月31日までとする予定です。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。 公告掲載URL(未定です。)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第132期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
平成26年6月18日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第133期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
平成26年8月1日関東財務局長に提出。

事業年度 第133期第2四半期(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
平成26年11月6日関東財務局長に提出。

事業年度 第133期第3四半期(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)
平成27年2月3日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年6月8日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成26年6月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成27年5月21日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大木 本店

(東京都文京区音羽二丁目1番4号)

株式会社大木 大阪支社

(大阪市城東区諏訪三丁目7番25号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社大木の平成27年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	平成27年3月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ロート製薬株式会社	大阪府大阪市生野区巽西1丁目8-1	1,759	12.50
東邦ホールディングス株式会社	東京都世田谷区代沢5丁目2-1	1,413	10.04
国分株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1-1	1,000	7.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	567	4.03
株式会社ツムラ	東京都港区赤坂2丁目17-11	535	3.80
第一三共ヘルスケア株式会社	東京都中央区日本橋3丁目14-10	510	3.63
武田薬品工業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町4丁目1-1	500	3.55
久光製薬株式会社	佐賀県鳥栖市田代大官町408	432	3.08
松井秀夫	埼玉県さいたま市浦和区	358	2.55
株式会社明治	東京都江東区新砂1丁目2-10	306	2.18
計		7,382	52.46

(注) 所有株式数は千株未満を切り捨てて記載しております。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。